

# アジャイル開発 ～契約における課題の解決～

2024/09/27

情報処理学会「情報処理に関する法的問題」研究グループ

LIP

# アジャイル開発用モデル契約

## 1. 2つのモデル契約

- 情報処理学会LIP版
- 情報処理学会IPA版

## 2. 共通点

- アジャイル開発にフィットしている。
- 準委任契約である。

## 3. 差違

- LIP版は、プレイヤーの役割を契約中で定義している。
- IPA版は、標準的な開発の進め方に則って開発を進めることを定めている。

# アンケートの実施

アンケートのURLはこちら



## 1. 主な質問

- アジャイル開発の導入有無
- 導入しない理由
- アジャイル開発を行う際の契約形態(発注側・受注側)
- 契約締結上の課題(発注側・受注側)

## 2. アンケート要領

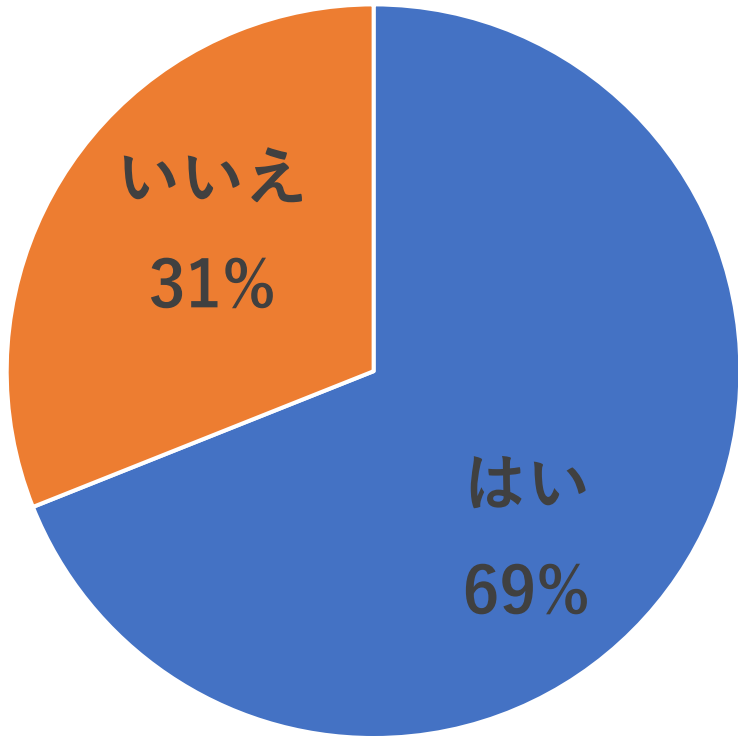
- ウェブアンケート方式
- 匿名

## 3. 現時点での回答状況

- 29名の回答

# アンケート結果（導入の有無）

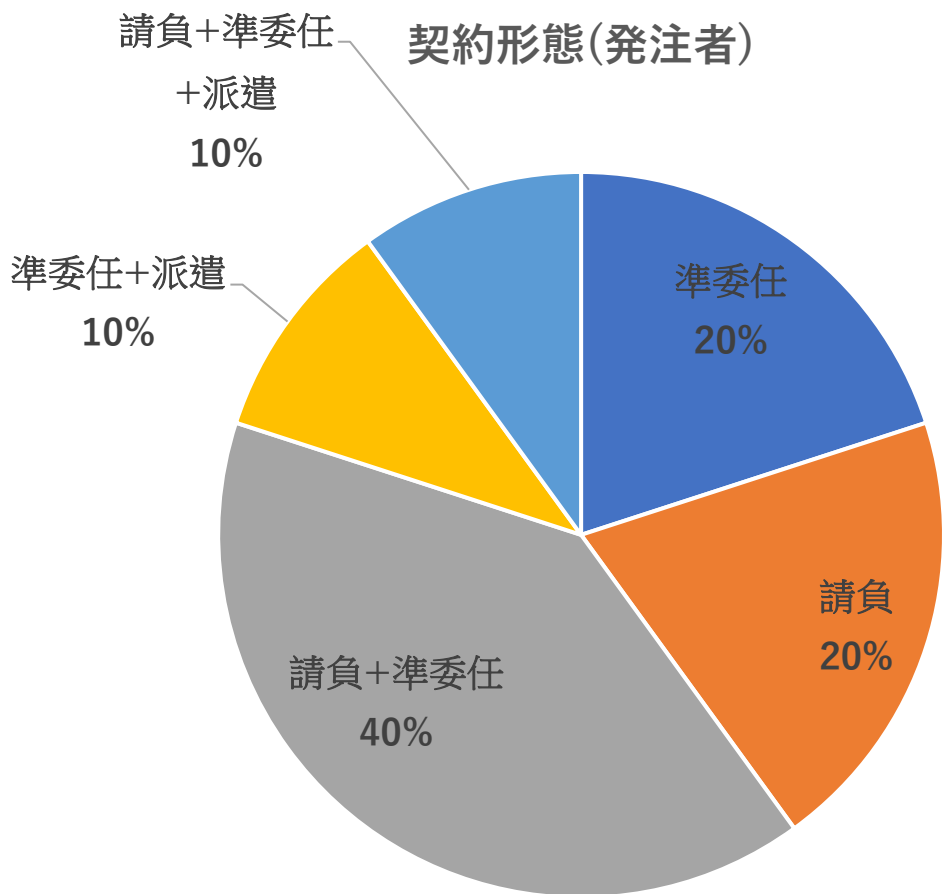
アジャイル開発を  
導入している？



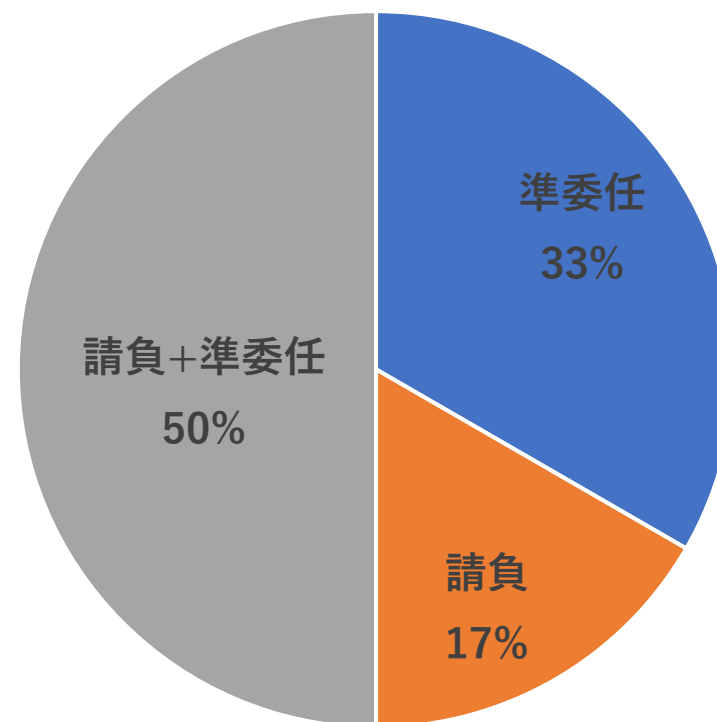
導入しない理由	個数
導入する必要がないから	4
導入したいが契約や偽装請負など法的問題が障害となるから	1
導入したいが社内に機運がないから	1
導入したいが知識やノウハウがないから	1

# アンケート結果 (契約形態)

契約形態(発注者)



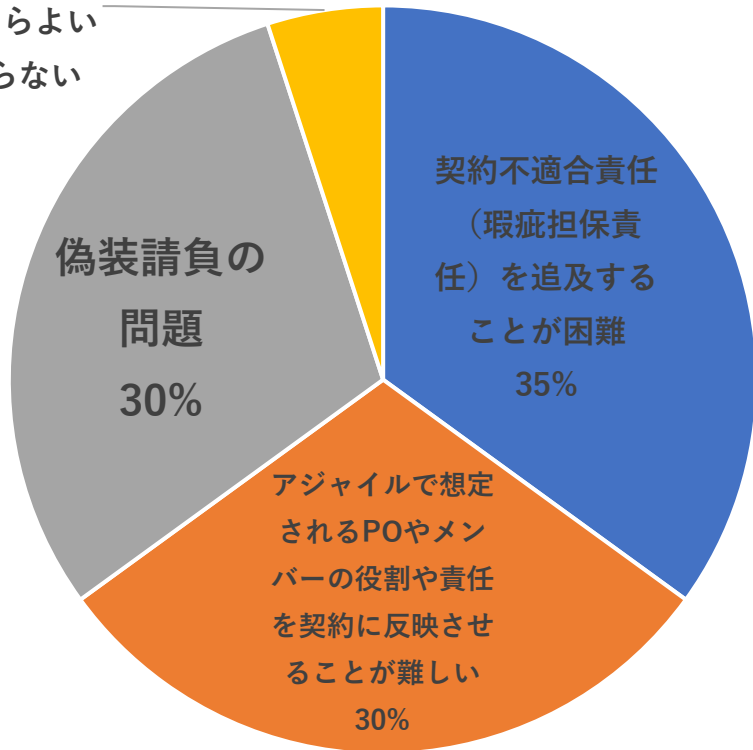
契約形態 (受注者)



# アンケート結果（契約上の課題）

契約上の課題（発注者）

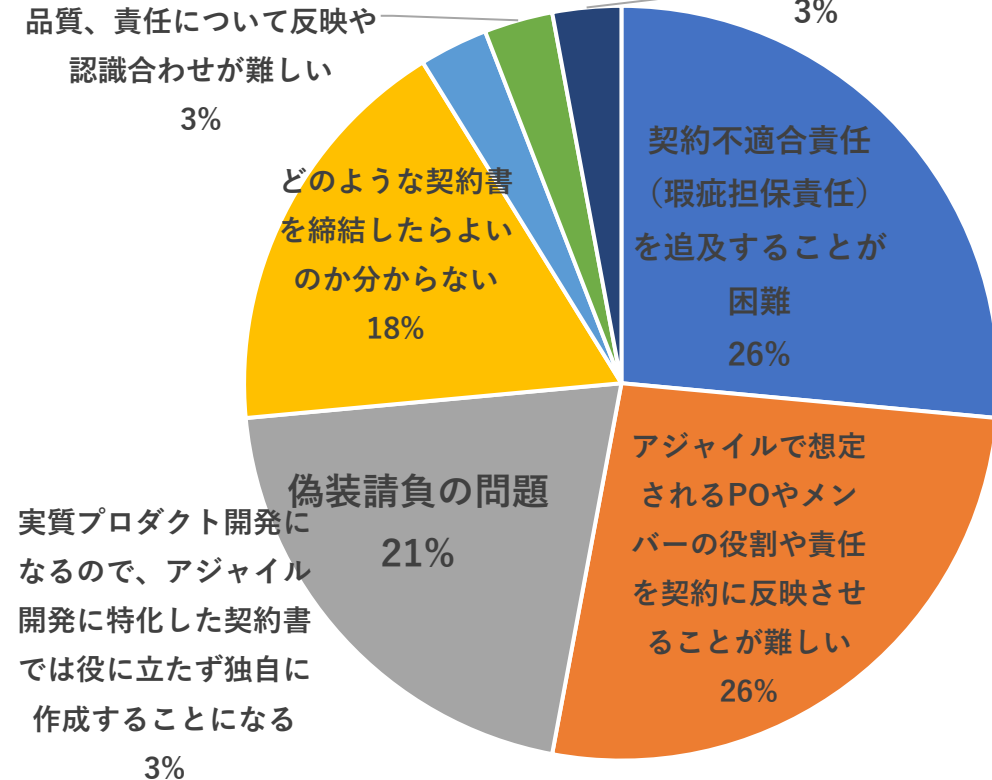
どのような契約書を締結したらよいか分からない  
5%



契約上の課題（受注者）

準委任契約の履行型・成果物完成型で成果物の納品、品質、責任について反映や認識合わせが難しい  
3%

商習慣のため  
3%



# 裁判例（「アジャイルの抗弁」的なもの）

1. 「チケットの戻り」を「アジャイル開発であったから」と言い繕うもの
  - 東京地方裁判所平成25年7月10日
  - 裁判所は、ベンダーが品質に問題がある旨の発言を別のところでしている事実から、業務の品質について何らかの問題があったと認定。
2. 請負契約だが、「アジャイルだから納期は目安に過ぎない」と言うもの
  - 東京地方裁判所令和4年3月10日
  - 裁判所は、契約書に納期が明示されていること、尋問で担当者が納期遅れを認めていること、などを理由に、納期の存在を認定。

# 裁判例（「アジャイルの抗弁」的なもの）

## 3. 要件定義書等が作成されなかった理由をアジャイルだからとするもの

- 東京地方裁判所平成26年9月10日
- 契約形態は請負と認定されている模様。
- 裁判所は、アジャイルだからという理由はまともに取り上げていない。

## 4. ドキュメントが作成されなかった理由をアジャイルだからとするもの

- 東京地方裁判所平成24年5月30日
- 契約形態ははっきりしない。ただし、契約上、納入期限は定められている。
- ベンダーは、アジャイルのうちエクストリーム・プログラミング手法を用いたので、ドキュメントはない、と主張。
- 裁判所は、アジャイルであるから直ちにドキュメントが不要というわけではないし、ドキュメントを省略するという合意もない、と認定。



# 裁判例（「アジャイルの抗弁」的なもの）

あじやいるのーこうべん【アジャイルの抗弁】ユーザーからのドキュメントが提出されていない、納期が守られなかった、品質が低いといった主張に対して、ベンダーが、ユーザーの主張を認めつつ、アジャイルだったからであり、債務不履行ではない、と主張すること。「被告は、恥ずかしげもなく堂々とーを主張した。」

# 裁判例（アジャイルと言っているが疑問）

1. 裁判所は、アジャイル型の開発であるとしているが、当事者はそう言っておらず、事実としてもアジャイルではないと思われるもの
  - 東京地方裁判所令和3年11月25日
  - 契約締結交渉の経緯や「一切返金しない」という条項から、準委任契約と認定。
  - 要件定義を質問を繰り返して行っていくという過程を「アジャイル型の開発」と認定。
  - 結果として、仕様が未確定のままだったので、完成できなかったとして、ベンダーの責任を否定。

# 裁判例（アジャイルと言っているが疑問）

## 2. 裁判所も当事者も、アジャイル型の開発であるとしているが、事実としてもアジャイルなのか疑問が残るもの

- 東京地方裁判所令和3年9月30日
- 裁判所も当事者も、「小単位で実装とテストを繰り返して開発を進めていくアジャイル方式」で合意したという点で争いが無い。
- 一方、①概括的な仕様が確定し、②プログラミング言語が固定され、③納期が確定している請負契約又は請負類似の無名契約があったと認定。
- ベンダーが上記①から③までの合意に反して完成させなかったとして、ベンダーの責任を認めた。

# 裁判例（アジャイルと言っているが疑問）

## 3. ベンダーが「アジャイル的な開発」と言っていたことが準委任であることの間接事実となっているもの

- 東京地方裁判所令和2年9月24日
- 着手時に、ベンダーから、アジャイル的な開発になるから、準委任でお願いしたい、とユーザーに述べている。
- 着手後に作成された契約書では、準委任であると規定されている。
- だが、実際の開発過程では、アジャイル開発がされたとは考えられない。

# 裁判例（アジャイルの失敗）

1. アジャイル的な手法による開発の頓挫が、ベンダーの不完全履行の一因
  - 東京地方裁判所令和4年6月17日
  - 設計・開発フェーズをスプリントに分け、機能ごとに業務の上流から下流に向かって順番に開発することを6回繰り返すという当初の（アジャイル開発方式に類似した）想定から、データ・モデルの確定や帳票等の中核となる機能を先に固め、それ以外の機能を後に回すというように2つに分けて設計開発する手法に転換。
  - 裁判所は、ベンダーの不完全履行を認めて、ユーザーへの一部の代金返還を認めた。

# 裁判例（アジャイルの失敗）

## 2. アジャイルで進める合意

- 東京地方裁判所平成30年2月27日
- ベンダーは、アジャイル開発を提案。実際にも複数のスプリントに分けて開発がなされた模様。
- 書面での契約ができないまま、先行着手で相当の開発が進行。
- 裁判所は、メールのやり取り等から、完成したシステムによる収益を分配する完全成功報酬の合意があったと認定。
- 結果として、各スプリントにおける「進捗目標」を達することができなかったとして、ベンダーの請求を棄却。
- 「進捗目標」があるスプリントとは？

# 裁判例（特殊なもの）

## 1. 商標「Scrum Master」に関する審決取消訴訟

- 知財高裁令和4年5月19日
- ある会社が、研修等の役務で「Scrum Master」という商標を取得した。
- 商標法3条1項3号\*に該当するか否かが争点。
- 特許庁は、「Scrum Master」が商標法3条1項3号には該当しない、と判断。
- 本判決は、「Scrum Master」は、アジャイルソフトウェア開発の手法の一つである「Scrum」における役割の一つを表すものとして認識されていたとして、該当すると判断。
- 本商標は、研修分野においては無効となった。

\*その商品の産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形状～(略)～効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

# 契約締結上の課題（契約不適合責任）

1. 準委任契約では、特約を置かない限り、契約不適合責任は追及できない。
2. 準委任契約でも、不完全履行責任は追及できる。
3. 裁判例でも、アジャイルを採用していた可能性のある事例で、ベンダーの不完全履行を認めて、ベンダーに代金返還を求めたり、ベンダーの代金請求を棄却したりしている。

※「契約不適合責任」 引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときに生ずる責任。2020年の民法改正前は「瑕疵担保責任」と呼んでいた。請負では認められるが、準委任では認められない。

※「不完全履行責任」 契約に従って債務が履行されてはいるが、契約の本旨に反して不完全な履行である場合に生ずる責任。請負でも準委任でも認められる。



# 契約締結上の課題（PO等の役割・責任の反映）

1. LIP版では、契約中に、PO等の役割を規定し、それに伴い責任が生ずるように規定をしている。
2. IPA版でも、標準的な進め方を規定しているので、当該標準的な進め方に記載されたPO等の役割が、契約上の役割や責任を解釈するよすがになる。

# 契約締結上の課題（偽装請負）

1. 偽装請負の基準を定めた厚労省37号告示についての疑義応答集(第3集)が出されたことで、解釈指針が提示された。
2. 「アジャイルだから偽装請負である」ということではない、と宣言したことに重要性がある。
3. 解釈指針としては、「指揮命令関係」の有無が中心であり、目新しいものではない。
4. LIP版モデル契約のように、契約中に役割分担が明示されていることが、偽装請負と取られるリスクを軽減するか。

# 事前質問に対するご回答

1. 成果物納入型準委任契約
2. 瑕疵担保責任(契約不適合責任)とソフトウェアの関係
3. Agile開発とん挫/裁判例の真因分析と再発防止策
4. Time&Material契約についての発注側と受注側の意識の差
5. アジャイル開発の発注者に対してアジャイルの特徴(特にスコープは変更するが期間や費用が変わらないこと。すなわち、際限なく変更を要望したものを受入れて全部やるということではないこと)を理解していただくために、受注者側ができること
6. アジャイルとパワハラ
7. アジャイルと著作権
8. アジャイルとソフトウェア資産計上
9. DevOps契約 MLOps契約
10. 契約書の数できるだけ減らすためにNDA等も含めたひとつの契約書とすることのデメリット